

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【公開番号】特開2019-72155(P2019-72155A)

【公開日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2019-018

【出願番号】特願2017-200003(P2017-200003)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月7日(2020.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機であって、

特定価値の付与を示唆する示唆表示を表示可能な示唆表示手段と、

前記示唆表示を装飾する装飾表示を表示可能な装飾表示手段と、を備え、

前記装飾表示手段は、第1装飾態様の前記装飾表示と、該第1装飾態様と異なる第2装飾態様の前記装飾表示と、を表示可能であり、

前記第1装飾態様の前記装飾表示と前記第2装飾態様の前記装飾表示とで前記特定価値が付与される期待度が異なり、

前記装飾表示手段は、前記装飾表示を他の演出表示と関連する態様で表示可能であり、

前記示唆表示手段は、

前記示唆表示を前記装飾表示に重畠した特定態様で表示可能であり、

前記示唆表示を前記装飾表示の表示時間よりも長い時間表示可能であり、

前記示唆表示が前記特定態様で表示された後に、前記示唆表示が消去されるタイミングと、前記装飾表示が消去されるタイミングと、が異なる、

ことを特徴とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、遊技を行う遊技機であって、特定価値の付与を示唆する示唆表示を表示可能な示唆表示手段と、前記示唆表示を装飾する装飾表示を表示可能な装飾表示手段と、を備え、前記装飾表示手段は、第1装飾態様の前記装飾表示と、該第1装飾態様と異なる第2装飾態様の前記装飾表示と、を表示可能であり、前記第1装飾態様の前記装飾表示と前記第2装飾態様の前記装飾表示とで前記特定価値が付与される期待度が異なり、前記装飾表示手段は、前記装飾表示を他の演出表示と関連する態様で表示可能であり、前記示唆表示手段は、前記示唆表示を前記装飾表示に重畠した特定態様で表示可能であり、前記示唆表示を前記装飾表示の表示時間よりも長い

時間表示可能であり、前記示唆表示が前記特定態様で表示された後に、前記示唆表示が消去されるタイミングと、前記装飾表示が消去されるタイミングと、が異なる、ことを特徴とする。

(1) 他の態様に係る遊技機は、遊技を行う遊技機（例えば、パチンコ遊技機1等）であって、遊技者に付与される価値を示唆する示唆表示（例えば、示唆表示51SH003、51SH007、51SH009、51SH013等）を表示可能な示唆表示手段（例えば、演出制御用CPU120等）と、示唆表示を装飾する装飾表示（例えば、ピザ51SH001、テレビ画面51SH005、花びら51SH011、プール51SH015等）を表示可能な装飾表示手段（例えば、演出制御用CPU120等）と、を備え、示唆表示は装飾表示に重畠した特定態様で表示可能であり、特定態様で表示された後に、示唆表示が消去されるタイミングと、装飾表示が消去されるタイミングとが異なる（例えば、図20-1(B)に示される「消去タイミング」に示されるように、装飾表示の消去タイミングと示唆表示の消去タイミングとが異なる等）。